

第47回全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会 全国大会

福島大会のご案内

(最終案内)

開催日 平成30年7月26日(木)、7月27日(金)

会場 コラッセふくしま 福島市三河南町1番20号 TEL 024-525-4089
 〈会場へのアクセス〉 JR福島駅西口より徒歩3分
 福島西IC、福島飯坂ICから車で約15分

主催 全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会
 福島県難聴・言語障害教育研究会

後援 (予定) 文部科学省 厚生労働省 全国都道府県教育委員会連合会 全国連合小学校長会 全日本中学校長会 全国特別支援学校長会 全国聾学校長会 全国特別支援学級設置学校長協会 全国国立幼稚園・こども園長会 全国特別支援教育推進連盟 全日本特別支援教育研究連盟 全日本聾教育研究会 全国情緒障害教育研究会 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 日本吃音臨床研究会 日本言語聴覚士協会 NPO法人全国ことばを育む会 全国難聴児を持つ親の会 福島県教育委員会 福島県市町村教育委員会連絡協議会 福島市教育委員会 川俣町教育委員会 福島県小学校長会 福島県中学校長会 福島県国立幼稚園・こども園長会 福島県特別支援学校長会 福島地区小・中学校長会協議会 福島地区特別支援学級設置校長会 福島市通級指導連絡協議会 福島県小学校教育研究会 福島県中学校教育研究会 福島県特別支援教育研究会 福島県国立幼稚園・こども園教育研究会 福島市小中学校PTA連合会 福島県自閉症協会 福島県ことばを育む会 福島県手をつなぐ親の会連合会 東北教育オーディオロジ研究協議会 福島市社会福祉協議会 福島吃音懇話会 公益財団法人日本教育公務員弘済会福島支部

特別協賛 小川再治研究協賛会

日程

7月26日(木)

9:00	9:30	10:00	11:30	12:30	13:00	13:50	14:30	15:45	17:15	18:30	20:30
受付	ブロック会議	全国理事会	昼食	受付	全難言協総会	開会行事	講話	記念講演	移動	交流会	

7月27日(金)

9:15	9:30	12:15	13:30	15:30
受付	分科会 (研究発表、研究協議)	昼食	分科会 (ご指導、まとめ・講習)	



*定員 大会 300名 交流会 100名 (申し込み順)
 ・当日受付は行いませんので、期日までに申し込みをお願いします。

【福島大会シンボルマーク】

第47回全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会全国大会を「花も実もある」福島市において開催いたします。東日本大震災から8年目の今年、震災並びに原子力発電所事故後の厳しい現実や、復興が進む福島の今をご覧ください。よい機会ととらえ、県内の実行委員が一丸となって準備を進めて参りました。本大会を通して、難聴・言語障害教育にかかわる医療・福祉・教育関係者の皆様をはじめ、特別支援教育に関心のある皆様の交流が図られますよう期待しております。そして、子どもたちの輝く笑顔の実現と、難聴・言語障害教育や通級による指導のさらなる発展に資する実のある大会となりますことを心から願っております。

全国から多数の皆様にご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会会長 寺 崎 晶 子

(東京都世田谷区立駒沢小学校長)

福島大会実行委員長 渡 邊 浩 人

(福島県福島市立福島第四小学校長)

大会主題

ことばと思いを育む 輝く笑顔のために

～子どもたちの思いやニーズに寄り添う指導や支援をめざして～

大会趣旨

平成5年に通級による指導が制度化されてから20余年。その間、福島県でも、通級指導教室は年々増加の傾向にあります。これからの通級による指導は、子どもの自己理解を深めるための支援や、主体的に学習に取り組めるようにするための支援が求められています。また、個々の子どものもつ課題は多様化し、全国難聴・言語障害教育研究協議会においても、インクルーシブ教育や合理的配慮について語られることが多くなってきました。平成28年から障害者差別解消法が施行され、社会全般に特別支援教育の重要性が浸透するとともに、子どものニーズに応じた学習環境がよりいっそう重要視されるようになってきているといえます。それに伴って、私たちには、より高い専門性が求められ、地域における特別支援教育の重要な担い手として期待されています。

未曾有の東日本大震災、それに続く原子力災害が起きたのは7年前。福島県内には今なお、その影響から厳しい現実を抱えている子どもたちもいます。そのような中、私たちは、障がいからくる困難さの軽減だけではなく、震災の影響で不安定になった心を支えるということにも気を配ってきました。そして、人と人がつながり合い、相手を思いやりながら表出する「ことば」のもつ力が復興の原動力になってきたことに、震災後改めて気づかされました。

本大会を通じてご参集いただいた皆様に、感謝のことばを添えて「福島の今！」をお伝えするとともに、「ことば」のもつ力について改めて振り返りながら、子どもたちに生きる「ことば」を育み、明日への笑顔につながる教育実践を学び合う場となることを心から願っています。

7月26日

【受付】 12:30~13:00 コラッセ4F

【全難言協総会・開会行事】 13:00~14:20 4F多目的ホール

○総会：全難言協の予算と事業計画について
福島大会宣言採択
三重県あいさつ（次期開催地）等

○開会行事：あいさつ
来賓祝辞・来賓紹介 等

【講話】 14:30~15:30 4F多目的ホール

演題「新学習指導要領と難聴言語障害教育
—子どもの可能性を伸ばすために—」

講師 庄 司 美千代 先生

（文部科学省初等中等局特別支援教育課特別支援教育調査官）

新学習指導要領の改訂の概要、
特に難聴言語障害教育に関わり
重要なポイントについてお話し
いたします。



*講師プロフィール

山形県出身。小学校教諭、聾学校教諭を経て

平成20年4月 山形県教育庁義務教育課特別支援教育室（指導主事）

平成24年4月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（主任研究員）

平成27年4月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（特別支援教育調査官）

【記念講演】 15:45~17:15 4F多目的ホール

演題「福島から言葉の橋を架けたい」

講師 和 合 亮一 氏（詩人・福島県立本宮高等学校教諭）

震災から七年の月日が経ちました。

福島で暮らしていく中で、様々な言葉と出会いました。

特に子どもたちや仲間の声に励まされた日々でした。

ある方に教えていただきました。

「言葉には橋がある」。

やがて、いくつもの暮らしの架け橋を見つけることが出来ました。

そしてさらに実感しました。言葉には道行きを照らす明かりがあります。

過去と現在と未来をつなぎ、約束してくれる美しさと確かさがあります。

大きくて新鮮な言葉の橋を、福島から、皆で架けていきたいと願っています。



*講師プロフィール

詩人。中原中也賞、晩翠賞、みんゆう県民大賞、NHK東北文化賞など。東日本大震災の直後からツイッター上で「詩の礫」を發表し、反響を呼ぶ。詩集やエッセイ集、絵本など多数刊行。「つぶてソング」や「夜明けから日暮れまで」など合唱曲の作詞多数。ヨーロッパやアジアの数々のフェスティバルに日本を代表する詩人として招待。昨年の7月に仏語訳「詩の礫」がフランスにて第1回ニュク・レビュー・ポエトリー賞を受賞。フランスからの詩集賞の受賞は日本文壇史上初であり話題を集めた。福島県教育復興大使。

【交流会】 18:30~20:30

会場 ザ・セレクトン福島 …福島駅西口向かい

※ 定員100名、交流会費5,000円

☆書籍・教材の展示…大会開催中は、3F企画展示室で随時行っております。

7月27日

【受付】 9:15~9:30 コラッセ4F
※昼食休憩 12:15~13:30

【第1分科会】

構音障がいのある子どもの思いやニーズに寄り添った指導や支援を考える

コーディネーター：佐場野優一先生 [国際医療看護福祉大学校]

<u>発表者 1</u>	子どもが「できる」「楽しい」と思えるように、かかわりを大切にして指導することを心がけています。指導者の口元や舌の様子をよく見て模倣する活動をしながら、構音の改善に取り組んだ事例を紹介します。	<u>発表者 2</u>	約8割を占める構音障がいのある通級児の「わかる、できそう」「できた、うれしい」をめざし、写真入り練習カードや映像での振り返りなどの視覚的な手がかりを使って、側音化構音の改善を図った事例を紹介します。
松本充恵子	○子どもの構音の状態と気持ちを的確に把握して指導に生かしているか。	茂木ヒロミ	○子どもの思いやニーズに寄り添うために、どのような配慮をしているか。
〔山形県〕 寒河江市立 寒河江小学校 教諭		〔福島県〕 伊達市立 上保原小学校 教諭	

【第2分科会】

吃音のある子どもの思いやニーズに寄り添った指導や支援を考える

コーディネーター：長澤 泰子先生 [こどもの発達療育研究所]

<u>発表者 1</u>	吃音のある子どもに対し、吃音の話題をオープンに話しながら、流暢な発話ができる場面や課題を設定した指導を行っています。日々の指導の中で感じていることを紹介します。	<u>発表者 2</u>	指導場面で小集団活動を取り入れています。吃音のある子どもの小集団を設定することによって、自分のことをよりよく理解し、コミュニケーションの向上が図られた事例を紹介します。
上原麻美子	○吃音があってもいいと伝えながらも、流暢な発話場面が増えるような指導についてどう考えるか。	田中 優子	○吃音のある子どもを小集団にして指導している事例やその効果及び課題についてどう考えるか。
〔福島県〕 南相馬市幼児 ことばの教室 言語聴覚士		〔青森県〕 青森市立 長島小学校 教諭	



「輝く笑顔のために」を象徴できるものがほしい！一目見ただけで思いが伝わるものを…という実行委員たちの熱い思いからスタートして、このシンボルマークができました。

福島には元気なサポーターがたくさんいる！その姿を見て次の世代が育つんだ！さあ、元気を出して前に進もう！「笑顔＝元気な福島」！

…このシンボルマークには、そんな思いや願いが込められています。

☆ デザインは、福島県相馬市出身サトウマサノリ様のご協力によるものです。

【第3分科会】

発達障がいのある子どもの思いやニーズに寄り添った指導や支援を考える

コーディネーター：梅田 真理 先生〔宮城学院女子大学〕

<p>発表者 1</p> <p>大内 文江 〔福島県〕 福島市立 蓬萊小学校 教諭</p>	<p>ワーキングメモリーやことばの理解に課題のある子どもの多くは、算数にも課題があります。「わかりたい」という意欲を支え、視覚的に補う方法を自分で使えるようにしながら、在籍校と連携した実践を紹介します。</p> <p>○アセスメント後、子ども自身が自己認知を深めるために、どのように活動を工夫しているか。</p>	<p>発表者 2</p> <p>鎌田 仁之 〔秋田県〕 秋田市立 土崎小学校 教諭</p>	<p>本校では、例年、夏休み以降、読み書きに困難さを抱える子どもの通級希望が増加してきます。ひらがなの読み書き支援を起点とし、読みの流暢性獲得と文章の意味理解をめざした日々の実践を紹介します。</p> <p>○子どものニーズの把握の仕方と、指導への生かし方を、どのようにすればよいか。</p>
---	--	---	--

【第4分科会】

聴覚障がいのある子どもの思いやニーズに寄り添った指導や支援を考える

コーディネーター：高屋 隆男 先生〔東北福祉大学教育学部〕

<p>発表者 1</p> <p>澤口 貴志 〔岩手県〕 北上市立 江釣子小学校 教諭</p>	<p>聴覚障がいをもつ子どもには、集団にうまく入れなかったり、思いを伝えられなかったりすることが多く見られます。標準化された検査で実態を把握し、語彙や文法に関する指導・支援を行い、成果が見られた事例を紹介します。</p> <p>○指導・支援の成果や改善を、日常の活動や学習場面でどう生かしているか。</p>	<p>発表者 2</p> <p>阿部 敬子 〔福島県〕 福島県立 聴覚支援学校 教諭</p>	<p>聴覚障がいの特性や、それぞれの子どものきこえの状態について正しく知っていただくことが、子どものよりよい学びにつながることに、また、そのための連携のあり方について、本校の地域支援の取り組みを紹介します。</p> <p>○子どもを取りまくそれぞれの学びの場の役割についてどう考えるか。</p>
--	---	--	---

【第5分科会】

子どもの思いやニーズに寄り添った支援者の連携を考える

コーディネーター：安藤 幸典 先生〔島根県医師会・島根県益田町美都診療所長〕

<p>発表者 1</p> <p>平田 晃章 〔宮城県〕 仙台市立 八乙女中学校 教諭</p>	<p>生徒に必要な支援は多様化しており、既存の通級指導教室だけでは、対応が困難な状況です。そのため、「他校との連携」「小学校や高等学校との連携」という視点から、総合的に提案します。</p> <p>○小中、中高との連携をどのように行っていけばよいか。</p>	<p>発表者 2</p> <p>午來 恵美子 〔福島県〕 相馬市立 桜丘小学校 教諭</p>	<p>東日本大震災から7年。福島県相双地区の震災当時の様子と、その後の通級指導教室での実践を振り返りながら、学校や関係諸機関等、子どもを取り巻く支援者の連携について考えます。</p> <p>○それぞれの支援者の立場から、現状をどうとらえ、どう支援していくか。</p>
--	--	--	---

全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会 第47回全国大会（福島大会）

大会参加・昼食弁当・宿泊プラン・他申し込みのご案内

2018年7月26日から標記大会が福島市内で開催されますことを心よりお喜び申し上げます。
大会実行委員会様からのご指示に基づき、大会参加に関わる各種申し込み手続きを東武トップツアーズ(株)福島支店が担当させていただきますことになりました。大会のご成功に向け精一杯のお手伝いをさせていただきます。多数のご参加を心よりお待ちしております。

東武トップツアーズ株式会社福島支店
支店長 吉田 博之

1. お申込・お支払い方法について

- (1) お申込方法（以下①または②のいずれかの方法により、お申し込みください。）
- ①インターネットでの申し込み：全難言協ホームページから第47回全国大会（福島大会）にお入りください。
<http://www.zennangen.com/index.html>
 - ②FAXでの申し込み：大会参加登録ホームページより、参加申込書をダウンロードする又は郵送された参加申込書にご記入の上、東武トップツアーズ(株)福島支店までFAXでお申し込みください。
- (2) お申込期間
- 申込締切：2018年6月29日（金）17時【必着】**
手話通訳が必要な方：2018年6月22日（金）17時【必着】
- (3) 確認書および請求書の取扱い
- ①インターネットでの申し込み：予約確認書および請求書、払込票は**ダウンロードのうえご利用ください。**
 - ②FAXでの申し込み：お申し込み締め切り後、予約確認書および請求書、払込票を順次お送りいたします。
- (4) お支払方法（インターネット申込・FAX申込共通）
- 2018年7月20日（金）**までに請求書記載の口座へ費用のお振込みをお願いいたします。
なお、振込手数料はお客様負担となりますことをご了承ください。

2. 大会参加費について（募集型企画旅行契約には該当しません）実行委員会様からの当社代行受付・集金となります。

- (1) 大会参加費：5,000円
- (2) その他
 - ① 参加申込書は、各種行事、昼食弁当、宿泊プランの申込書も兼ねておりますので同時に申込みをお願いいたします。
 - ② **大会・交流会参加費については、お支払完了後の返金は出来かねますのでご了承ください。**

3. 昼食弁当について（旅行契約に該当しません）

- (1) 昼食弁当設定日：2018年7月27日（金）
- (2) 昼食弁当代：1,000円（お茶付き、税込み）
- (3) その他
 - ① お弁当は大会会場にてお渡ししますので、「引換券」を忘れずにお持ちください。
 - ② お弁当の当日販売はいたしませんので事前にお申し込みください。

4. 宿泊プランについて（募集型企画旅行契約）

※別紙の旅行条件書を事前にご確認の上、お申込ください。

- (1) 宿泊プラン設定日：2018年7月25日（水）、7月26日（木）、7月27日（金）
- (2) 旅行代金（宿泊）について
旅行代金は1泊朝食付、消費税・サービス料を含む1名当たりの料金です。
- (3) その他
 - ① 食事が不要の場合でも大会特別設定のためご返金はできません。
 - ② 最少催行人員は1名様より。添乗員は同行いたしません。

■宿泊施設情報（洋室タイプ）

施設名	部屋タイプ	宿泊可能日			旅行代金 (1泊朝食付)	申込 記号	アクセス (福島駅から)
		7/25 (水)	7/26 (木)	7/27 (金)			
ホテル辰巳屋	シングル	○	○	○	10,800円	1-S	徒歩3分
	ツイン	○	○	○	9,720円	1-T	
ホテルメッツ福島	シングル	○	○	○	9,500円	2-S	徒歩2分
福島リッチホテル	シングル	○	○	○	9,000円	3-S	徒歩3分
アパホテル福島駅前	シングル	○	○	○	8,500円	4-S	徒歩5分
ザ・ホテル大亀	シングル	○	○	○	8,100円	5-S	徒歩3分
グランパークエクスセル ホテル福島恵比寿	シングル	○	○	○	8,000円	6-S	徒歩8分
	ツイン	○	○	○	7,500円	6-T	

- ※FAXでの申し込みの場合、申込書に施設の申込記号を第3希望までご記入ください。
 ※大人も小人も同額です。
 ※2名部屋をご希望の方は同室者のお名前をご記入ください。
 ※乳児・幼児のベッドが必要な場合は通信欄にご記入ください。

5. 「交流会」について（募集型企画旅行契約には該当しません）実行委員会様からの当社代行受付・集金となります。

- (1) 日時：2018年7月26日（木）18：30～20：30
- (2) 会場：ザ・セレクトン福島
- (3) 会費：5,000円
- (4) その他：会場の都合により約100名様のご定員制とさせていただきます。
- (5) 大会・交流会参加費については、お支払完了後の返金は出来かねますのでご了承ください。

6. 変更・取消について

- ① インターネットでの申し込み：全難言協ホームページ「福島大会申し込み」より、変更・取消の手続きを行ってください。
- ② FAXでの申し込み：参加申込書に加筆訂正してから東武トップツアーズ（株）福島支店までFAXにてお知らせください。

※お間違い防止の為、お電話による変更・取消しはお受け致しません。

※ご返金が伴う方は、取消料を差し引き、大会終了後ご指定の金融機関口座へ返金させていただきます。

【昼食弁当】（募集型企画旅行契約には該当しません）

お申込後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

旅行解除の日		取消料（お1人様）
提供日の前日から 起算してさかのぼって	1. ご利用日の前々日の解除	無 料
	2. 前日の解除	100%
	3. 当日、旅行開始後の解除又は無連絡	100%

【宿泊プラン】（募集型企画旅行契約）

宿泊について契約成立以降に解除される場合は、1泊ごとに下記の取消料を申し受けます。

旅行解除の日		取消料（お1人様）
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	1. 6日前までの解除	無 料
	2. 5日目にあたる日以降の解除（3～6を除く）	旅行代金の 20%
	3. 3日目にあたる日以降の解除（4～6を除く）	旅行代金の 30%
	4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
	5. 旅行開始日当日の解除	旅行代金の 50%
	6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

*ご宿泊当日12時までに取消の連絡がない場合は無連絡不泊として取扱い、100%の取消料を申し受けます。

7. 個人情報の取り扱いについて

当社は今回のお申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡に利用させていただくほか、お申しいただいた宿泊機関等の提供するサービス受領のための手続きに必要な範囲内でのみ利用させていただきます。併せて、情報共有のため大会実行委員会様に提出させていただきます。それ以外の目的で利用することはございません。

当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

●お申込・お問合せ先 【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号

東武トップツアーズ株式会社 福島支店

〒960-8041 福島市大町7番25号 アケビ大町5階

電話番号:024-523-4451 FAX番号:024-522-0051

営業日:平日 営業時間:9:00～18:00 (土・日・祝日休業)

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者 吉田博之

【全難言協】係 担当:柳田、藤倉、吉田

●全体会・交流会・分科会等大会についてのお問合せ先

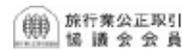
大会実行委員長 渡邊 浩人[福島市立福島第四小学校長]

事務局長 安藤 順子[福島市立福島第四小学校 ことばの教室]

〒960-8001 福島市天神町11番31号

電話番号:024-534-0141 FAX番号:024-534-2094

E-Mail fukushima4-e@fukushima-city.ed.jp ※お問い合わせは、できるだけメールでお願いします。



客国18-254

旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定める事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社福島支店(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面(最終日程表)、並びに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。
- (2) 所定の申込書によりお申込みください。
- (3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要となる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「大会参加・昼食弁当・宿泊プラン・他申し込みのご案内」『4. 宿泊プランについて』の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

「大会参加・昼食弁当・宿泊プラン・他申し込みのご案内」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。
- (2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

5、旅行契約の解除

- (1) お客様は、「大会参加・昼食弁当・宿泊プラン・他申し込みのご案内」『6. 変更・取消について』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。
- (2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。
- (3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

- (1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生

じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7、当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)
- (2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的の滞り時間の短縮

8、旅程保証

- (1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

- ①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

- (2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。①次に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)

- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱、ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置

- ②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶発的な外來の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10、お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。
- (3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客

様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

- (2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乘される航空便名等、年令、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

- (3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

- (4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

- (5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13、その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。
- (2) この旅行条件・旅行代金は2018年5月23日現在を基準としております。

●お申込み・お問い合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号



福島支店

福島県福島市大町7番25号

アクティ大町ビル5階

電話番号 024-523-4451

FAX番号 024-522-0051

営業日: 平日

営業時間 9:00~18:00

一般社団法人日本旅行業協会正会員

総合旅行業業務取扱管理者: 吉田博之

旅行業業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業業務取扱管理者にお尋ねください。

(H29.6版)